

告 示

埼玉県告示第三百六号

測量計画機関である三芳町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年七月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三芳町

二 作業種類

公共測量（二級基準点）

三 作業地域

三芳町全域

四 作業期間

令和元年五月二十日から令和元年十二月十八日まで